

警報発令対象都道府県の支部管内の事業主の取組事項

三重県支部管内の事業主は、以下の事項について実施する。

- (1) 木材製造業死亡災害再発防止のため緊急集団指導への出席。
- (2) 経営トップとしてリーダーシップを発揮し、自主安全パトロールと一斉自主点検を実施する。
- (3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- (4) 「木材製造業労働災害再発防止対策」を事業場の労働者に周知徹底し、事業主として着実な取組を実践する。
- (5) 死亡労働災害多発地域の事業主は、同地域内の事業主と連携し、自主的な緊急安全パトロールを実施する。
- (6) 警報発令期間終了後も、「木材製造業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

[重点取組課題]

- ① はさまれ・巻き込まれ災害が最も多く発生しており、これらのほとんどは、機械を稼働（スイッチオンの状態）させたまま手などを入れる・手などが入った状態で機械を稼働させたことによる災害や作業着・保護具などが機械に巻き込まれることによる災害であることから、事業場内における作業マニュアル等の遵守を徹底すること。
- ② リスクアセスメントを実施して、機械設備の改修、非定常作業も含め作業マニュアル等の見直しを検討すること。
- ③ 荷役作業の際における、荷台やフォークリフト等から墜落、あるいはフォークリフト等の構内の車両に激突されるという災害が多く見られるという傾向があることから、荷台等からの墜落・激突防止措置を講ずること。
- ④ 荷役作業時における運送業者等との連携・調整を徹底すること。
- ⑤ 非定常作業における就労時の安全衛生教育を徹底すること。
- ⑥ 交通事故等防止のため、交通労働災害防止のためのガイドラインを改めて徹底すること。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-49/hor1-49-41-1-0.htm>

3. 会員事業場等の労働者の取組事項

- (1) 労働者は、事業主が講ずる必要な事項を遵守する責務を自覚するとともに、「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- (2) 労働者は、「木材製造業労働災害再発防止対策」の事業主の実施事項を積極的に実践する。